

総務政策常任委員会資料

令和元年9月20日（金）

総 合 政 策 部

目 次

I 予算議案

- 令和元年度9月補正予算案について（議案第1号関係） …… 1
 - ・㊦佐土原駅バリアフリー化設備整備費補助事業（総合交通課） …… 2
 - ・㊦マイナンバーカード普及促進事業（情報政策課） …… 3

II 報告事項

- 県が出資している法人等の経営状況について
（別冊：令和元年9月定例県議会提出報告書
（県が出資している法人等の経営状況について））
- 宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った
主な施策（平成30年度）について …… 4
（別冊：令和元年9月定例県議会提出報告書
（宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策（平成30年度）について））

III その他報告事項

- 「新しい『ゆたかさ』展開プログラム」の政策評価結果について
（総合政策課） …… 9
- 東京2020オリンピック聖火リレー等の準備状況について
（総合政策課） …… 12
- 県指定統計条例の改正について（統計調査課） …… 14
- 宮崎カーフェリー株式会社の新船建造について（総合交通課） …… 16
- 宮崎空港の国際定期便の状況について（総合交通課） …… 18
- 宮崎県消費者教育推進計画の一部見直しについて
（生活・協働・男女参画課） …… 20
- 国文祭・芸文祭みやざき2020 一年前イベントの開催について
（国民文化祭・障害者芸術文化祭課） …… 22
- 県プール整備に係るPFI手法導入の検討について
（国民スポーツ大会準備課） …… 24

【添付資料】

- （資料1）「新しい『ゆたかさ』展開プログラム」に関する評価報告（答申）
（総合政策課）
- （資料2） 宮崎県消費者教育推進計画（案）（生活・協働・男女参画課）

- （チラシ） いざや、みやざき宵まつり
"こころ"のふれあうフェスタ2019
（国民文化祭・障害者芸術文化祭課）

I 予算議案

(議案第1号関係)

令和元年度9月補正予算案について

補正予算総括表

補正額 10,696 千円

(一般会計)

(単位:千円)

| 所 属 名 | 補 正 額 | 補正前の額 | 補正後の額 |
|--------------------------|--------|------------|------------|
| 総 合 政 策 課 | 0 | 3,810,646 | 3,810,646 |
| 秘 書 広 報 課 | 0 | 505,177 | 505,177 |
| 統 計 調 査 課 | 0 | 470,722 | 470,722 |
| 総 合 交 通 課 | 4,200 | 1,082,763 | 1,086,963 |
| 中山間・地域政策課 | 0 | 719,757 | 719,757 |
| 産 業 政 策 課 | 0 | 495,317 | 495,317 |
| 生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 | 0 | 430,393 | 430,393 |
| み や ぎ き 文 化 振 興 課 | 0 | 6,685,218 | 6,685,218 |
| 国民文化祭・障害者 芸 術 文 化 祭 課 | 3,753 | 297,564 | 301,317 |
| 人 権 同 和 対 策 課 | 0 | 134,868 | 134,868 |
| 情 報 政 策 課 | 2,743 | 1,366,026 | 1,368,769 |
| 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 準 備 課 | 0 | 496,540 | 496,540 |
| 計 | 10,696 | 16,494,991 | 16,505,687 |

(開発事業特別資金特別会計)

| | | | |
|-----------|---|--------|--------|
| 総 合 政 策 課 | 0 | 21,034 | 21,034 |
|-----------|---|--------|--------|

(一般会計+特別会計)

| | | | |
|---------------|--------|------------|------------|
| 総 合 政 策 部 合 計 | 10,696 | 16,516,025 | 16,526,721 |
|---------------|--------|------------|------------|

⑧ 新 佐土原駅バリアフリー化設備整備費補助事業

総合交通課

1 事業の目的・背景

J R九州が行う佐土原駅のバリアフリー化整備に対し、地元自治体である宮崎市と協調して支援を行うことにより、鉄道を利用する高齢者、障がい者等の移動の円滑化及び安全性を向上させ、誰もが安心して利用できる公共交通手段としての充実強化を図る。

2 事業の概要

- (1) 予算額 4, 200千円
- (2) 財源 一般財源
- (3) 事業期間 令和元年度から令和2年度まで

(4) 事業内容

J R九州が行う佐土原駅のバリアフリー化整備に対する補助

- ・ 整備内容：エレベーター(既設跨線橋に2基設置)、多目的トイレなどに係る本工事設計
- ・ 事業費：25, 200千円
- ・ 補助率：国1/3、県1/6、市1/6 (事業者負担1/3)

※ 令和2年度に本工事施工予定

3 事業効果

高齢者、障がい者等の鉄道利用に不可欠な利便性・安全性の向上を図ることができる。

⑧ マイナンバーカード普及促進事業

情報政策課

1 事業の目的・背景

国が、マイナンバーカードについて、健康保険証としての利用や消費活性化策への活用を順次実施することに合わせ、市町村と連携して、県全体を対象とする広報やイベントを実施することにより、県民のマイナンバー制度の理解を深め、マイナンバーカードの普及を促進する。

2 事業の概要

(1) 予算額 2,743千円

(2) 財源 全額国庫

(3) 事業期間 令和元年度

(4) 事業内容

① 各種媒体を活用した広報の実施

国の広報と連動し、地元の新聞やインターネットなどを活用して、マイナンバー制度及びマイナンバーカードの利便性向上等に関する広報を行う。

また、作成した広報素材を提供することで、市町村の取組を支援する。

② 普及啓発イベントの開催

県内の集客施設等で、市町村と共同でマイナンバーカードの申請補助等を行うイベントを実施する。

3 事業効果

様々な媒体を通じた広報や市町村と連携したイベント等を実施することで、県民のマイナンバー制度等についての理解が深まるとともに、マイナンバーカードの普及に繋げる。

II 報告事項

宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策（平成30年度）について

中山間・地域政策課

1 施策の実施状況

宮崎県中山間地域振興条例（平成23年3月制定）第7条第1項により策定した宮崎県中山間地域振興計画について、同条第2項に基づき、平成30年度に取り組んだ主な施策について報告する。

【宮崎県中山間地域振興計画】（平成27年7月改定）

(1) 計画の目標

「持続可能な中山間地域づくり」

(2) 計画期間

平成27年度～平成30年度

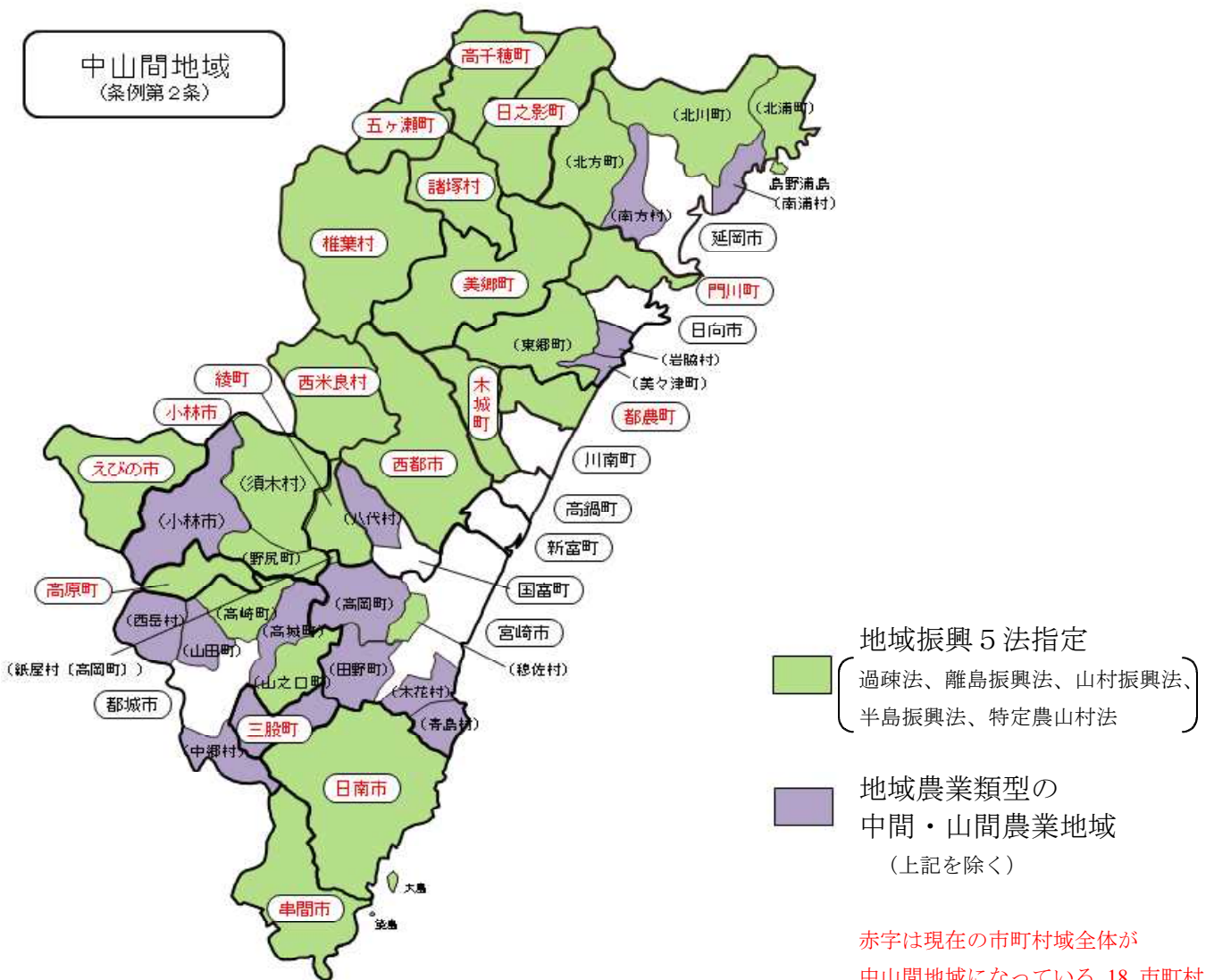
(3) 重点施策

① 仕事がある中山間地域づくり

③ 集落の維持・活性化と新たな絆の創造等

② 子育て環境等の整備と移住・定住の促進

④ 安全・安心な暮らしの確保



2 主な実施施策・目標指標の達成状況（抜粋）

(1) 仕事がある中山間地域づくり

○ 農林業の担い手育成・確保と地域産業の連携による雇用組織の設置

農林業への就業希望者に対する相談会の開催、就農に向けた技術研修、みやざき林業青年アカデミー等による担い手確保を図ったほか、作業受託や担い手育成の役割を有する農業法人への支援を行った。

〔農林水産業の新規就業者数：農業402人、林業163人、水産業45人(いずれも県計)〕

○ 地域特性を生かした産業の振興

中小企業等に対し経営改善や事業承継等の支援をワンストップで行い、経営基盤の強化を図った(事業承継診断実施件数:2,533件(県計))ほか、果樹版集落営農組織の育成のため、省力化機械の導入等の支援を行った。

○ 新たな視点に立った総合的な鳥獣被害対策の推進

集落被害対策ビジョンに基づく自立的な活動の支援、防護柵設置支援、鳥獣被害対策マイスターの育成等、被害対策を行うとともに、ジビエ処理加工施設の整備支援等、地域資源としての利活用を推進した。

〔野生鳥獣による農林作物等被害額:345,447千円(県計)〕

○ 地域特性に応じた産業の振興に資する道路網整備の推進

九州中央自動車道「雲海橋～日之影深角」間や、都城志布志道路「横市～平塚」間等が開通するなど、県内道路ネットワークの整備を推進した。

【目標指標の達成状況（抜粋）】

| 項目・目標指標（単位） | 策定時 現況値 | 実績値 | | | | | | 目標値 (平成30年度) |
|------------------------------|-------------------|-------|-------|-------|-------------------|-------|-------------------|----------------------|
| | | H27 | H28 | H29 | (参考) ----- | H30 | (参考) ----- | |
| 農林水産業の振興 | | | | | | | | |
| 集落営農組織数 ※ | 129 (平成25年度) | 131 | 139 | 140 | 91 (18市町村) | 138 | 88 (18市町村) | 180 |
| 中山間地域等直接支払 制度 協定締結面積 (ha) | 5,921 (平成25年度) | 5,429 | 5,468 | 5,526 | 5,526 (条例上の区域) | 5,552 | 5,552 (条例上の区域) | 6,007 |
| 再造林面積 (ha) ※ | 1,790 (平成25年度) | 2,023 | 2,179 | 2,124 | 1,520 (18市町村) | 1,958 | 1,313 (18市町村) | 1,860 |
| 新たな産業の創出等 | | | | | | | | |
| 農商工連携・6次産業 化の事例数 ※ | 307 (平成25年度) | 447 | 527 | 558 | 170 (18市町村) | 578 | 162 (18市町村) | 526 |
| 新規企業立地件数 (累計) ※ | - | 47 | 96 | 142 | 68 (条例上の区域) | 184 | 82 (条例上の区域) | 150 (平成27～30年度) |
| 企業立地による雇用創 出数 (人、累計) ※ | - | 1,894 | 3,709 | 5,729 | 2,334 (条例上の区域) | 7,160 | 2,849 (条例上の区域) | 6,000 (平成27～30年度) |
| 鳥獣被害対策 | | | | | | | | |
| 有害鳥獣捕獲従事者数 (人) ※ | 2,490 (平成25年度) | 2,557 | 2,743 | 2,677 | 1,556 (18市町村) | 2,757 | 1,628 (18市町村) | 2,500 |
| 集落被害対策ビジョン 実践集落数 ※ | 11 | 12 | 13 | 22 | 21 (条例上の区域) | 23 | 22 (条例上の区域) | 19 |

※は県全体の数字

(2) 子育て環境等の整備と移住・定住の促進

○ 地域全体での子育て支援等の充実

「未来みやざき子育て県民運動」の推進による気運の醸成や地域の子育て体制の整備等、地域全体での子育てやライフステージに応じた子育ての支援充実に取り組んだ。
 [放課後児童クラブ:254クラブ(県計)、ファミリーサポートセンター:11市町(県計)]

○ 教育環境の整備・充実等

地区生徒寮の運営(県内6か所、入寮者312名、入寮率85.5%)や、一般育英資金より増額した「へき地育英資金」の貸与等を行った。

○ 戦略的な移住等の促進

「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター」や、移住希望者登録制度「宮崎ひなた移住倶楽部」を中心とした情報発信、相談窓口の運営等に取り組んだ。

【目標指標の達成状況(抜粋)】

| 項目・目標指標(単位) | 策定時 現況値 | 実績値 | | | | | | 目標値 (平成30年度) |
|---|--------------------|------|------|-------|-----------------|-------|-----------------|----------------------|
| | | H27 | H28 | H29 | (参考) | H30 | (参考) | |
| 教育の充実等 | | | | | | | | |
| 宮崎県や自分が住んでいる市町村など、ふるさとが「好き」という児童生徒の割合(%)※ | 88.8 (平成26年度) | 89.3 | 88.9 | 88.3 | 92.3 (18市町村) | 89.6 | 91.5 (18市町村) | 95 |
| 戦略的な移住等の促進 | | | | | | | | |
| 県内への移住世帯数(累計)※ | 252 (平成23~26年度) | 202 | 590 | 1,096 | 443 (18市町村) | 1,567 | 604 (18市町村) | 1,000 (平成27~30年度) |

※は県全体の数字

(3) 集落の維持・活性化と新たな絆の創造等

○ 自主的な活力の向上

住民の「話し合い」を促進するツールとして、市町村よりも小さい区域で人口の将来見通し等が分かる「ひなたまちづくり応援シート」を作成した。

○ 都市等との交流・地域間連携の促進

「中山間盛り上げ隊」による集落支援を通じた交流(60回、16市町村)、地域おこし協力隊の活用など、外部人材との交流・連携による集落機能の維持・活性化等に取り組んだ。

【目標指標の達成状況(抜粋)】

| 項目・目標指標(単位) | 策定時 現況値 | 実績値 | | | | | | 目標値 (平成30年度) |
|-------------------------|-----------------|-----|-----|-----|-----------------|-----|-----------------|-----------------|
| | | H27 | H28 | H29 | (参考) | H30 | (参考) | |
| 自主的な活力の向上 | | | | | | | | |
| 集落活動助成件数(延べ数)(件) | - | 37 | 79 | 121 | 121 (条例上の区域) | 161 | 161 (条例上の区域) | 92 |
| 「いきいき集落」認定数(延べ数) | 127 (平成26年度) | 128 | 130 | 132 | 132 (条例上の区域) | 136 | 136 (条例上の区域) | 140 |
| 都市等との交流・地域間連携の促進 | | | | | | | | |
| 中山間盛り上げ隊の参加者数(延べ数)(名) | 622 (平成26年度) | 649 | 614 | 380 | 380 (条例上の区域) | 410 | 410 (条例上の区域) | 1,000 |

(4) 安全・安心な暮らしの確保

○ 医療の確保及び保健福祉の充実

ドクターヘリの運航(出動要請件数451件(県計))やへき地診療所の巡回診療等の医療提供機能の維持のほか、介護予防教室の普及等に取り組んだ。

○ 地域公共交通の維持・確保

複数市町村にまたがるバス路線を運行する事業者や市町村に対する支援等、地域公共交通の維持・確保や暮らしのための道づくり等に取り組んだ。

○ 情報通信基盤の充実及び利活用の促進

携帯電話等エリア整備事業により、西都市5地区(23世帯)で携帯電話サービス未提供エリアを解消した。

○ 防災・減災対策の推進等

防災士の資格取得促進により、新たに570人(県計)が資格を取得したほか、スキルアップ研修の実施等により、各地域の防災活動のリーダー的な役割を担う人材を育成した。

【目標指標の達成状況(抜粋)】

| 項目・目標指標(単位) | 策定時 現況値 | 実績値 | | | | | | 目標値 (平成30年度) |
|---------------------------|------------------|------|------|------|-----------------|------|-----------------|-----------------|
| | | H27 | H28 | H29 | (参考) | H30 | (参考) | |
| 情報通信基盤の充実及び利活用の促進 | | | | | | | | |
| 携帯電話サービス未提供世帯数(世帯)※ | 288 (平成25年度) | 218 | 205 | 212 | 190 (18市町村) | 147 | 130 (18市町村) | 200 |
| 防災・減災対策の推進等 | | | | | | | | |
| 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表率(%)※ | 41 (平成25年度) | 49.0 | 62.4 | 72.4 | 76.6 (18市町村) | 88.2 | 76.6 (18市町村) | 80 |
| 自主防災組織活動カバー率(%)※ | 82.7 (平成26年度) | 82.3 | 80.0 | 83.9 | 83.9 (18市町村) | 86.8 | 85.6 (18市町村) | 85 |

※は県全体の数字

Ⅲ その他報告事項

「新しい『ゆたかさ』展開プログラム」の政策評価結果について

総合政策課

1 趣旨等

平成27年に策定した宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン(アクションプラン)」に掲げる重点施策である「新しい『ゆたかさ』展開プログラム」(8のプログラム)について、以下の目的の下、「アクションプラン期間(平成27～30年度)取組の評価」を実施したものの。

- ① 数値目標とその達成状況を外部の視点を踏まえ客観的に把握することにより、県民にわかりやすく示す。
- ② プログラムごとの課題を明らかにし、後年度の予算や施策への反映を通じて、改善につなげる。

2 評価方法

(1) 内部評価(重点項目評価:28)

県において、各プログラムを構成する「重点項目(28項目)」ごとに設定した指標の「目標値に対する達成状況」の評価を行った。

(2) 外部評価(プログラム評価:8)

総合計画審議会において、(1)の内部評価を参考に、社会情勢による影響等も勘案し、客観的な観点から各プログラムの評価を行い、知事に答申された。

(参考) 総合計画審議会での評価の状況等

- 1 総合計画審議会(7月5日(金))
 - ・ 知事からの諮問
 - ・ 内部評価結果の説明等
 - ・ 意見交換
- 2 各委員に対し、各プログラムの評価と意見を書面で照会
- 3 総合計画審議会(8月5日(月))
 - ・ プログラムごとの評価
 - ・ 答申書(案)についての審議
- 4 知事への答申(8月21日(水))

3 評価結果

A評価が2プログラム、B評価が6プログラムであり、全体としては一定の成果が出ている。

4年間の取組による成果や課題を踏まえ、本年6月に策定した県総合計画アクションプランの重点施策「新しい『ゆたかさ』前進プログラム」の推進に取り組む必要がある。

○新しい「ゆたかさ」展開プログラム 平成27～30年度取組に係る評価結果一覧

【外部評価の評価区分】

A: 成果が出ている。

B: 一定の成果が出ている。

C: 策定時より改善しているが、一部に成果が上がっていない項目がある。

D: 成果があまり上がっていない。

下段()は、前年度(平成29年度取組に係る)評価結果

| 重点項目 | 取組事項 | 内部評価 | 外部評価 |
|--|------------------------------------|----------|----------|
| 【プログラム1:人口問題対策プログラム】 | | | |
| 1 子育ての希望を叶える環境の整備 | ライフステージに応じた出会い・結婚・子育て支援 | b (b) | B (B) |
| | 地域全体での子育て支援 | | |
| | 仕事と生活の調和及び地域間・世代間交流の推進 | | |
| 2 若者にとって魅力ある就学・就業環境の整備 | 若者の県内就業機会の確保 | c (b) | |
| | UJターン希望者と地元企業とのマッチング促進 | | |
| | 就業前における県内産業・企業の魅力啓発 | | |
| 3 移住・定住人口、交流人口の拡大による地域活力の維持・増進 | UJターン者の移住・定住の推進 | b (a) | |
| | 都市との交流を通じた地域活力の維持 | | |
| 【プログラム2:人財育成プログラム】 | | | |
| 1 子どもたちの「生きる力」の向上等による将来世代の育成促進 | 親子や地域の絆を深め、家庭と地域の教育力向上を図る取組 | c (c) | |
| | 「生きる力」を育む教育の推進と教育環境の整備・充実 | | |
| | 郷土への思いを育み、地域の課題解決等に取り組む意識・態度の育成 | | |
| | グローバルな視野を持ち、イノベーションに貢献できる人財の育成 | | |
| 2 官民協働による自立した社会人・職業人の育成と中核となる産業人財・地域人財の育成促進 | 自立した社会人・職業人を育むキャリア教育の推進 | b (b) | |
| | 産業振興の中核となる産業人財の育成 | | |
| | 地域活性化やくらし機能の中核となる地域人財の育成 | | |
| 3 誰もが生涯学び続けられる環境づくりと全員参加型社会の実現 | 女性の活躍促進 | b (b) | |
| | 高齢者の活躍促進 | | |
| | 障がいのある人たちが自立に困難を抱える人たちの活躍促進 | | |
| | 誰もが生涯学び続けられる環境づくり | | |
| 【プログラム3:産業成長プログラム】 | | | |
| 1 本県産業や雇用をけん引する成長産業の育成 | 広範囲なフードビジネスの展開 | a (a) | |
| | 「外貨」の獲得を目指す成長産業や中核的企業の育成 | | |
| 2 本県の基幹産業である農林水産業の成長産業化 | 物流・販売力の強化 | b (a) | |
| | 生産基盤の強化 | | |
| | 多様な担い手・経営体の育成・確保 | | |
| 3 陸・海・空の交通・物流ネットワークの整備及び物流の効率化・低コスト化の推進 | 東九州自動車道の県南区間と九州中央自動車道等の整備促進 | b (b) | |
| | 重要港湾の機能強化とポートセールスの積極的な展開 | | |
| | 交通・物流ネットワークの維持・充実及び物流の効率化・低コスト化の推進 | | |
| 4 アジア等との交流促進やグローバルな視点で事業展開を目指す企業の支援 | アジアをはじめとする世界市場の開拓 | a (a) | |
| | 海外との交流を担うグローバルな人財の育成・確保 | | |
| 【プログラム4:地域経済循環構築プログラム】 | | | |
| 1 地域経済の循環促進 | 中小企業・小規模事業者の競争力・経営力の強化 | a (b) | |
| | 産業・大学・金融・行政(産学官)連携の強化による技術開発・移転 | | |
| | 県民運動の展開による県内需要の喚起 | | |
| | 中山間地域の産業振興 | | |
| 2 地域資源・エネルギーの循環促進 | 環境・新エネルギー関連産業の育成 | a (b) | |
| | 地域資源・新エネルギーの利用促進 | | |

| 重点項目 | | 取組事項 | 内部評価 | 外部評価 |
|----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|----------|----------|
| 【プログラム5:観光再生おもてなしプログラム】 | | | | |
| 1 | 宮崎ならではの魅力ある観光地づくり | 「神話の源流みやざき」の国内外への発信 | b (c) | B (C) |
| | | 地域の観光資源の掘り起こしと磨き上げ | | |
| | | 効果的なPRと情報発信 | | |
| 2 | スポーツの聖地としての「スポーツランドみやざき」の構築 | スポーツキャンプ・合宿等の受入体制の整備 | a (c) | |
| | | オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたキャンプ・合宿等の誘致強化 | | |
| 3 | 外国人観光客とMICEの積極的な誘客・誘致強化 | 外国人観光客の誘客促進 | b (b) | |
| | | 「地方型MICE都市みやざき」の確立 | | |
| 【プログラム6:文化スポーツ振興プログラム】 | | | | |
| 1 | 文化に触れる機会の充実 | 文化の振興による心豊かな暮らしの環境づくり | b (a) | B (B) |
| | | 特色ある文化資源の活用推進 | | |
| 2 | スポーツに触れる機会の充実 | 生涯スポーツの振興 | c (d) | |
| | | 競技スポーツの振興 | | |
| 3 | 地域への誇りや愛着(郷土愛)の醸成 | 地域への理解を深める「みやざき学」の充実 | b (a) | |
| | | 地域の魅力を高め「世界ブランド」を目指す取組の充実 | | |
| 【プログラム7:いきいき共生社会づくりプログラム】 | | | | |
| 1 | 生活に必要な各種サービスや機能の維持・効率的な提供に向けた環境整備 | 生活に必要な機能の維持・補完 | a (b) | B (B) |
| | | 県民参加型の地域経営の推進 | | |
| 2 | 地域における福祉・医療が充実した暮らしづくり | 地域医療の充実・強化 | b (b) | |
| | | 地域における福祉の充実 | | |
| 3 | ライフステージに合わせた心身の健康づくり | 生涯を通じた健康づくり | c (c) | |
| | | 生きる喜びを実感できる社会づくり | | |
| 4 | 低炭素社会の実現に向けた自然と共生する暮らしづくり | 持続可能な低炭素・循環型の地域づくり | c (b) | |
| | | 持続可能な地球環境等の保全 | | |
| | | 豊かな自然と生物多様性の確保 | | |
| 5 | 安全・安心な人にやさしいまちづくり | 暮らしやすいまちづくり | a (a) | |
| | | 犯罪の起きにくいまちづくり | | |
| | | 交通事故のないまちづくり | | |
| 6 | 中山間地域の維持・活性化 | 集落の維持・活性化 | b (b) | |
| | | 日常生活の維持・向上 | | |
| 【プログラム8:危機管理強化プログラム】 | | | | |
| 1 | ソフト・ハード両面からの防災・減災対策 | 危機に対して的確に行動できる人づくり・強くなやかな地域づくり | a (a) | A (A) |
| | | 危機対応の機能強化 | | |
| | | 災害に強い県土づくり | | |
| 2 | 緊急輸送や救急医療の観点による社会資本整備と、社会資本の適切な維持管理 | 地域に必要な機能の維持・確保 | a (a) | |
| | | 社会資本の適切なマネジメント | | |
| 3 | 人への感染症に対する感染予防・流行対策強化 | 県民と関係機関が一体となった感染症予防対策の構築 | a (a) | |
| | | 大流行を想定した県民生活の維持 | | |
| 4 | 家畜伝染病に対する防疫対策の強化 | 関係機関が一体となった防疫体制の構築 | a (a) | |
| | | 農場における防疫体制の徹底 | | |

東京2020オリンピック聖火リレー等の準備状況について

総合政策課

1 オリンピック聖火リレー応募状況

(1) 応募期間 令和元年7月1日～8月31日

(2) 応募件数 2,103件

(3) 市町村別応募状況

| | | | |
|------|-------|----------|--------|
| 応募件数 | 10件以下 | 11件～100件 | 101件以上 |
| 市町村数 | 5町村 | 17市町 | 4市 |

(4) 公募人数 29名

(5) ランナーの選定

組織委員会と調整のうえ、以下の内容で選定予定。

- ・宮崎市、都城市、延岡市にゆかりのある応募者から2名ずつ選出
- ・上記以外の23市町村にゆかりのある応募者から1名ずつ選出

※12月にランナー決定及び聖火リレー詳細ルート発表予定。

2 聖火リレー通過市町（別紙参照）

(1) 1日目（4月26日（日）） 6区間

高千穂町→延岡市→日向市→高鍋町→西都市→宮崎市
（県庁前楠並木通でセレブレーション（到着式典）を実施）

(2) 2日目（4月27日（月）） 7区間

宮崎市→日南市→串間市→三股町→都城市→小林市→えびの市
（グリーンパークえびのでセレブレーション（到着式典）を実施）

3 聖火リレー運営に想定される要員等（別紙参照）

(1) 要員数

延べ9,000人程度

(2) 主な役割

- ① 交通誘導、雑踏警備等・・・・・・警備会社、行政職員等
- ② 歩道と車道との区分等・・・・・・ボランティア等
- ③ テロ対策・交通規制・救護等・・警察、消防等

4 パラリンピック聖火フェスティバル

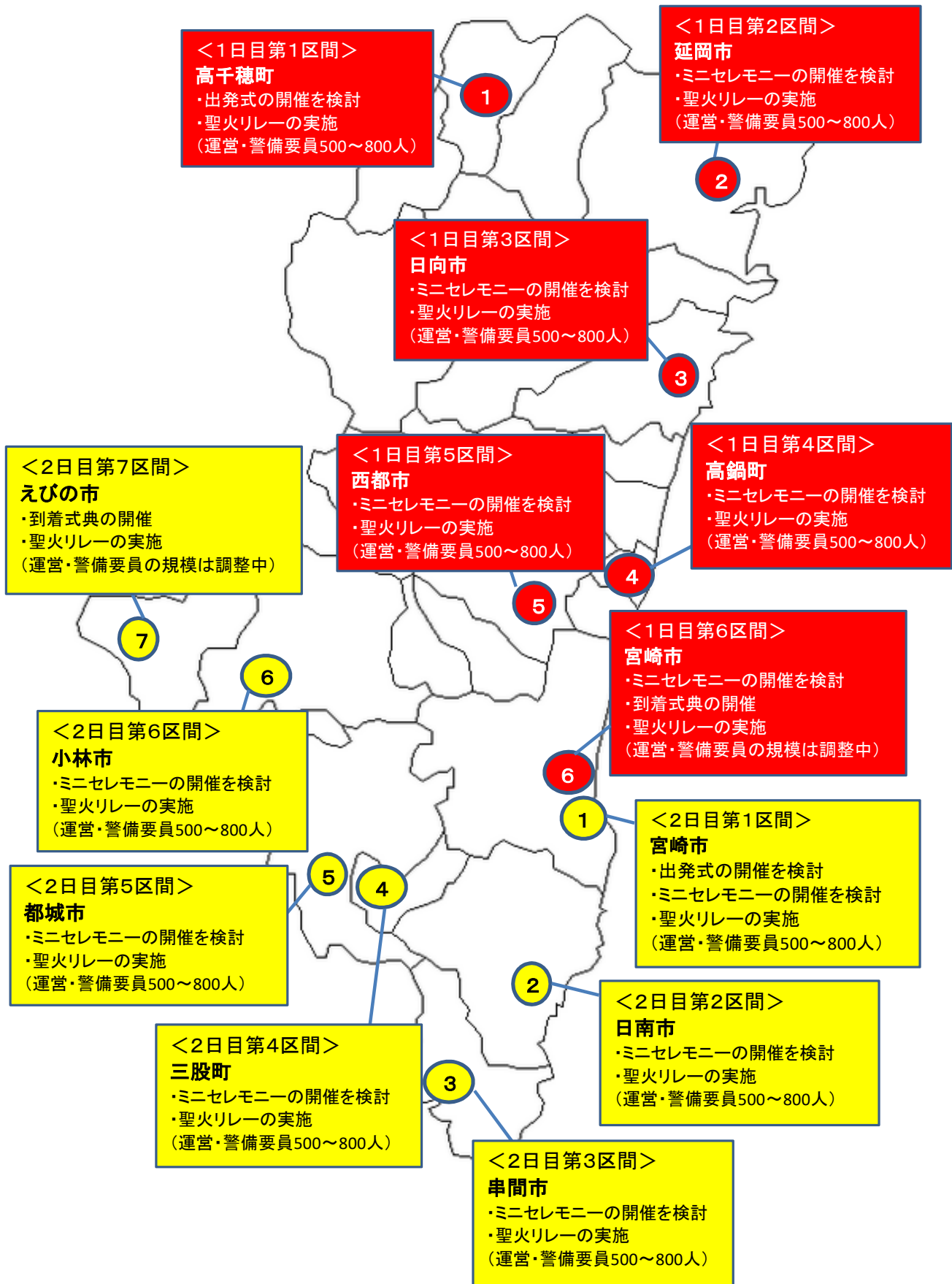
(1) 日程 令和2年8月13日～8月17日の間のいずれかで開催
（オリンピック選手村閉村翌日以降に開催）

(2) 概要 東京を起点として実施される聖火リレーのプレイベントとして開催されるもの。競技を開催しない各道府県は聖火リレーを実施せず、採火（独自の手法にて火を採取）及び出立（東京へ向けて火を送り出す）のセレモニーを行う。

※なお、上記事項については現在組織委員会と調整中であり、今後変更があり得る。

(別紙)

聖火リレー通過市町及び運営要員数等



県指定統計条例の改正について

統計調査課

1 改正の理由

令和元年5月1日に改正統計法が施行されたことを受け、県統計の効率的な作成と有効活用及び調査票情報の適正管理を図るため、県指定統計条例を一部改正する。

2 改正の内容

(1) 条例対象の拡大

県統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、条例の対象を県指定統計調査から県が行う統計全般に拡大する。

(2) 県指定統計調査と誤認させる調査の禁止（かたり調査の禁止）

県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させ、情報を取得することを禁止する。

(3) 庁内二次利用

県が行った統計調査の調査票情報を庁内で二次利用できるよう規定を整備する。

(4) 外部提供

県が行った統計調査の調査票情報を国や他県、県内市町村等に提供できるよう規定を整備する。

(5) 適正管理措置

統計調査に関する信頼を確保する観点から、上記（4）により調査票情報の提供を受けた者が遵守すべき適正管理措置の規定を整備する。

(6) 統計審議会の廃止

統計審議会は設置当初の役割を終えていることから、廃止とする。

3 今後の予定

令和元年10月 パブリックコメントの実施

令和元年12月 法令審査会

令和2年 2月 2月定例県議会（議案上程）

県指定統計条例改正のポイント

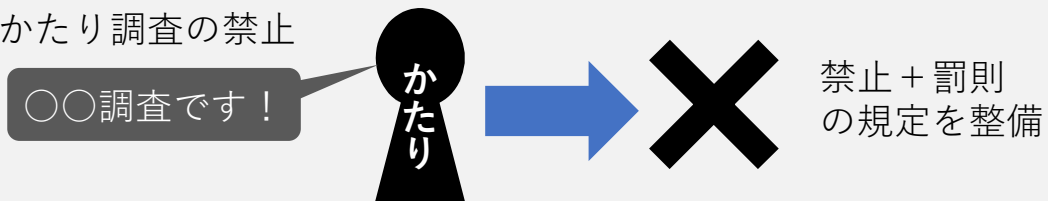
| 現行条例 | | 改正後条例 | 内容 |
|--------|----|--------|--------------------|
| 目的 | → | 目的 | 県統計に関し必要な事項を定める |
| ■県指定統計 | 拡大 | ■定義 | ①対象を拡大 |
| 告示 | → | 指定の告示 | 県指定統計調査の指定を告示 |
| 申告の義務 | → | 報告義務 | 相手方に報告を求める |
| 協力の要請 | → | 協力の要請 | 関係機関の長等に協力を求める |
| 統計調査員 | → | 統計調査員 | 統計調査員を置く |
| 実地調査 | → | 立入検査等 | 必要な場合、立入検査を実施 |
| | 新設 | ■かたり調査 | ②かたり調査の禁止 |
| | 新設 | ■二次利用 | ③庁内での二次利用 |
| ■調査票情報 | 拡大 | ■調査票情報 | ④外部提供の拡大 |
| ■適正管理 | 拡大 | ■適正管理 | ⑤適正管理措置を具体化 |
| 守秘義務 | → | 守秘義務 | 調査票情報を受けた者に守秘義務を課す |
| 結果の公表 | → | 結果の公表 | 調査結果をネット等で原則公表 |
| ■審議会 | 廃止 | | 廃止 |
| 罰則 | → | 罰則 | かたり調査、守秘義務違反等の罰則 |

①対象を拡大



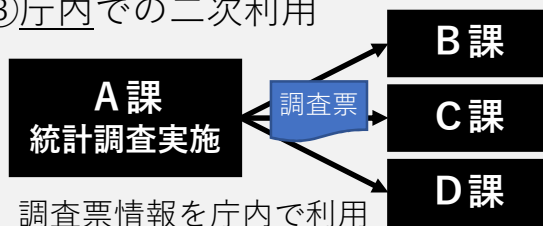
条例の対象を県指定統計（10統計）から県が行う統計全般に拡大

②かたり調査の禁止

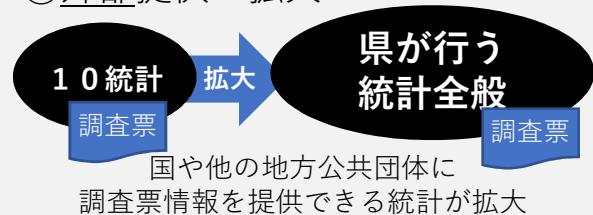


統計情報の有効活用

③庁内での二次利用



④外部提供の拡大



⑤適正管理措置を具体化

情報提供を受けた者が講ずべき適正管理措置を具体化

宮崎カーフェリー株式会社の新船建造について

総合交通課

1 概要

長距離フェリー航路は、県産品を大消費地に輸送することにより、安定して外貨を獲得しながら、本県経済の持続的な発展を図っていく上で極めて重要な航路であるが、現在、運航している船舶は、就航から22年が経過しており、老朽化が進んでいる。

今後、長期的に航路を維持していくためには、新船建造が急務であり、宮崎カーフェリー株式会社は年内の建造契約の締結を目指している。

2 新船に係る投資について

(1) 基本スペック

| 項目 | 現船 | 新船 | 備考 |
|-------------------|------------------------|---------|------------------------------|
| 全長 | 170m | 190m程度 | トラック積載台数を拡大 |
| 航海速度 <参考：km/h> | 23.5ノット <43.5 km/h> | 同程度 | ダイヤを維持するため必要な速度を確保 |
| トラック積載台数 | 130台 | 160台程度 | 輸送ニーズに対応するため積載台数を拡大（+30台程度） |
| 旅客定員 | 690名 | 580名程度※ | 旅客ニーズに対応するため個室化（シングルルーム等の増加） |

※ 多客期（旧盆、正月等）には、ドライバー室（シングル）の一部を一般旅客用に転用。

(2) 投資額（見込み）

| 内 訳 | 投資額 | 備考 |
|----------------------|-------------|---|
| 船価（2隻） | 150～160億円程度 | 厨房機器等の備品類を含む |
| 排ガス処理装置 その他必要施設 等 | 20億円程度 | SO _x 規制※への対応 荷役作業に必要な設備 等 |
| 計 | 170～180億円程度 | |

※ 国際条約に基づき令和2年1月から、燃料油に含まれる硫黄分を削減（3.5%→0.5%）

3 資金調達

| 内 訳 | 資金調達額 | 備 考 |
|------|-------------|---------------|
| 金融機関 | 110～120億円程度 | 金融機関において検討中 |
| 不足額 | 60億円程度 | 自己資金、国庫補助、その他 |

4 今後の対応

新船建造に係る資金は多額であり、設立後間もない宮崎カーフェリー株式会社が全額を金融機関から調達することは困難な状況。

また、不足額の全てを自己資金等で賄うことも困難と考えられる。

このため、県としても、新船建造に係る資金の貸付けについて、同社や金融機関等と協議しながら、具体的な内容を検討する。

5 新船就航後の収支構造について

(単位：億円)

| 損益計算書 | H30年度実績 | 新船就航後の収支モデル | | |
|-----------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------|------------------------------|
| 売上 | 59.1 | 61.5 | +2億円程度 | 大型化による貨物収入の増 |
| 営業費用 (燃料費) (船舶等減価償却費) | 52.9 (19.3) (6.2) | 56.5 (18.0) (8.5) | ▲1億円程度 +2億円程度 | 燃費改善による燃料費の減 新船による減価償却費の増 |
| 営業利益 | 6.2 | 5.0 | ▲1億円程度 | |
| 営業外収益 営業外費用 (支払利息) | 0.1 0.7 (0.7) | 0.1 3.4 (3.4) | +3億円程度 | 借入増に伴う支払利息の増 |
| 経常利益 | 5.6 | 1.6 | ▲4億円程度 | |
| 償却前営業利益 | 13.2 | 14.4 | +1億円程度 | 元利償還金12億円程度 |

○ 収支への影響要素

収支のプラス要素： 貨物収入の増、燃料費の減 等

収支のマイナス要素： 減価償却費の増、支払利息の増 等

○ 収支見込み

経常利益が縮小するものの、借入金の返済が進むにつれて支払利息が減少するため、新船就航以降において、安定的な黒字経営が見込まれる。

○ 返済の見込み

償却前営業利益（14.4億円程度） > 元利償還金（12億円程度） であり、借入金は計画的な返済が見込まれる。

宮崎空港の国際定期便の状況について

総合交通課

1 ソウル線

(1) 利用状況

- 今年度（4～8月）におけるソウル線の利用者数は26,162人、前年比で18.8%減少。利用率は56.7%と前年同期比で15.4%のマイナス。
- マイナスの要因として、韓国経済の後退等のほか、現在の日韓情勢が大きく影響していると考えられる。
特に、8月2日のホワイト国除外の閣議決定後は減少幅が大きく、8月の利用者は3,842人で前年比44.0%の減少、利用率は44.3%と、前年同期から26.8%低下。

(2) 運航状況

- イースター航空：9月19日から11月30日まで運休（8月14日公表）
- アジアナ航空：予約が低調に推移。特にインバウンドの減少が顕著で、韓国ではプロモーションも困難な状況。

(3) 当面の対応

- 8月20日に総合政策部長がアジアナ航空本社を訪問、運航継続について要望を行い、県とアジアナ航空が協力して路線の維持に努めることを確認した。
- そのためには、本県からの送客増を図る必要があることから、以下の取り組みを実施する。
- ・ アジアナ航空と連携した安価な航空運賃の設定や旅行商品の造成
 - ・ 県民向けのグループ旅行補助の拡充
 - ・ 県職員や宮崎空港振興協議会の構成員等への利用促進の働きかけ 等

2 台北線

台北線の利用者数は10,417人、減便の影響から、前年比19.6%のマイナスだが、利用率は76.2%と前年同期比で6.1%上昇した。

◇ソウル線、台北線の利用状況（4～8月）

| | ソウル線 | | | | 台北線 | | | |
|-----|-------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | 利用者数 | | | 利用率 | 利用者数 | | | 利用率 |
| | 日本人 | 外国人 | 合計 | | 日本人 | 外国人 | 合計 | |
| H29 | 2,612 | 11,230 | 13,842 | 62.0% | 3,016 | 8,284 | 11,300 | 82.3% |
| H30 | 5,025 | 27,180 | 32,205 | 72.1% | 3,233 | 9,720 | 12,953 | 70.1% |
| R1 | 6,247 | 19,915 | 26,162 | 56.7% | 3,243 | 7,174 | 10,417 | 76.2% |

※ ソウル線：H29はアジアナ航空のみ、H30、R1はアジアナ、イースター航空による運航
※ 台北線：H29、R1は週2便、H30は週3便運航

宮崎県消費者教育推進計画の一部見直しについて

生活・協働・男女参画課

1 計画策定の経緯

- (1) 消費者教育の推進に関する法律（平成24年12月施行）
第10条第1項において都道府県は国の基本方針を踏まえ、消費者教育推進計画を定めるよう努力義務を規定
- (2) 宮崎県消費者教育推進計画（平成27年6月策定）
上記法律第10条第1項に基づく都道府県消費者教育推進計画として策定

2 計画の概要

本県の現状等を踏まえ、「自立した消費者づくり」を基本目標に掲げ、下記の4つの基本方針および重点事項に基づき消費者教育を推進するための取組等について規定

- (1) 基本方針
 - ア 幼児期から高齢期までの各世代での体系的な消費者教育の実施
 - イ 学校、地域、家庭、職域などの場や消費者の特性に応じた消費者教育の実施
 - ウ 消費者教育を行う主体の体制整備・連携及び他の教育との連携
 - エ 消費者教育を行う人材の育成
- (2) 重点事項
 - ア 高齢者への消費者教育の推進
 - イ 消費生活センターの消費者教育における拠点化の推進

3 これまでの消費者教育の取組

上記の「4つの基本的な方針」に基づき、様々な分野において消費者教育の推進のための取組を実施

- (1) 消費生活センターを中心とした取組
 - ア 年代や最近の消費者トラブルの傾向等に応じた出前講座やセミナーの開催
 - イ CM放映等の各種メディアを活用した広報啓発活動
 - ウ 消費者教育を行う教員等を対象とした研修の実施
- (2) 県の他部局における取組
 - ア 各団体が開催する環境問題に関する講演会への環境保全アドバイザーの派遣
 - イ 食品ロス削減に関するイベント開催やCM放映等による啓発活動
 - ウ 事業者に対する保護者へのフィルタリングの教示の要請
- (3) 学校における取組
 - ア 小・中・高等学校での非行防止教室を通じたフィルタリングの必要性の啓発
 - イ 「社会への扉」を活用した高校での授業実施
 - ウ 小・中・高等学校の家庭科や社会科(公民科)において、消費者教育を推進するための授業研究を実施
- (4) 様々な機関の連携・協力による取組
 - ア 宮崎県弁護士会及び司法書士会による消費者教育講師派遣や出前授業の実施
 - イ 県警察本部サイバー対策課による情報モラル教育
 - ウ 金融広報委員会と連携した出前講座

4 計画一部見直しの背景と変更内容

当該計画は国の動向など社会経済情勢の変化に応じて随時見直しを行うこととしており、今般、骨格となる計画の体系は維持したまま、計画の一部見直しを行うもの

(1) 民法改正に伴う令和4年4月からの成年年齢の引き下げ

<変更内容>

- ・ 「若年者への消費者教育の推進」を重点事項に追加 → P 3、P 2 8
- ・ 高等学校での消費者教育で重点的に扱う事項として、契約の重要性及び消費者の保護の仕組み、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する消費者の育成を追記 → P 2 1

(2) SDGs^{注1}を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択

<変更内容>

「食育・地産地消に関する普及啓発活動」「エンカル消費^{注2}に関する普及啓発活動」「家庭・職場における省エネ・資源循環等に関する普及啓発活動」を具体的な取組例に追加 → P 2 0～2 3、P 2 7

(3) 中学校、高等学校の学習指導要領の改訂

<変更内容>

学校での消費者教育について、中学生期に、契約ローン、クレジットの正しい知識等を学ぶこと、高校生期に、家計と社会経済との関わりや持続可能な社会の形成を目指す消費者教育を実施することを盛り込み、記述を整理 → P 2 0

(4) デジタルコンテンツに関する相談の増加

<変更内容>

「情報リテラシー^{注3}に対する意識の向上」を具体的な取組例に追加

→ P 2 0～2 2

(5) 高齢者からの相談の増加、高齢者に対する啓発活動の難しさ

<変更内容>

「成年後見制度に関する普及啓発活動」を具体的な取組例に追加

→ P 2 2

(6) 宮崎県消費生活対策審議会（令和元年8月8日開催）での意見

<変更内容>

消費者教育を行うにあたり連携をする多様な主体に「社会福祉協議会」「自治会」「NPO法人」「民生委員」を追記し、記述を整理 → P 1 9

※ 第2章 2「本県における消費者行政の現状」は、データ更新により全面修正

5 計画見直しのスケジュール

| | | |
|------|-----|--------------------|
| 令和元年 | 8月 | 宮崎県消費生活対策審議会（意見聴取） |
| | 9月 | 県議会総務政策常任委員会（報告） |
| | 10月 | 決定 |

注1 Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

注2 地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動（倫理的消費）のこと。

注3 情報や情報機器を主体的に選択し、活用するとともに、情報を積極的に発信するための基礎的な資質や能力。

国文祭・芸文祭みやざき2020 一年前イベントの開催について

国民文化祭・障害者芸術文化祭課

1 目的

国文祭・芸文祭みやざき2020が、開催一年前となったことを広く県民に周知し、大会本番に向けての気運醸成を図るとともに、大会への期待感を高め、盛り上げていくことを目的とする。

2 イベントについて

(1) いざや、みやざき宵まつり

①日時

令和元年10月13日（日） 15時から20時まで

②場所

県庁本館前庭、楠並木通り

③概要

- ・第一部（15時～17時30分）
大会イメージソングの披露（アルケミストによる楽曲制作）
太鼓、ダンス、合唱など県民参加型のパフォーマンスステージを実施
- ・第二部（18時～20時）
荘厳な雰囲気の中、夜神楽を奉納
- ・その他
お茶、生け花、将棋などの体験ブース、飲食ブースを設置

(2) ”こころ”のふれあうフェスタ2019（ステージ）

①日時

令和元年10月14日（月・祝日） 11時から15時35分まで

②場所

メディキット県民文化センター（イベントホール）及び周辺広場

③概要

- ・ステージ発表（16組の個人・団体が出演。ゲスト出演はアルケミスト）
- ・マルシェ（障がい者福祉施設9店舗、一般企業5店舗による雑貨・軽食等販売）
- ・参加型アートコーナー（似顔絵、仮装撮影スポット、共同制作アート）
- ・県立特別支援学校コーナー（学校紹介パネル及び作業学習作品の展示）

(3) ”こころ”のふれあうフェスタ2019（作品展）

①日時

令和元年度11月27日（水）～12月1日（日）

②場所

宮崎県立美術館 県民ギャラリーⅡ

③概要

公募作品（120点予定）の展示等。

(4) 神話のふるさと講演会 「ニッポンを演出する」

①日時

令和元年10月19日（土） 13時30分～15時30分

②場所

メディキット県民文化センター（演劇ホール）

③概要

【基調講演】 宮本 亜門氏（演出家）

【対 談】 宮本 亜門氏、井上 さやか氏（奈良県立万葉文化館指導研究員）

3 その他

(1)及び(2)のイベントの詳細については別添資料参照。

県プール整備に係るPFI手法導入の検討について

国民スポーツ大会準備課

1 検討経過等

県プールの整備については、昨年度策定した整備基本計画において、事業手法を「PFI方式を候補として、引き続き検討する」としたことを受け、「県プールPPP/PFI手法導入可能性調査」を委託業務として実施した。

(検討の視点)

- ① プールの整備・運営自体について、民間のノウハウを活用することにより、施設の十分な活用と県負担の軽減を図ることができるか。
- ② 余剰地について、民間の力を活用することにより、プールの維持管理等に要する費用に対する県負担の更なる軽減を図ることができるか。

2 調査業務の概要

(1) 民間事業者へのヒアリング

県内外の建設会社、施設管理・運営会社、金融機関等を対象にヒアリング調査を実施。主な聴取事項は、「県プール整備事業への関心」「望ましい事業スキーム・事業期間」「コスト削減、創意工夫の可能性」など。

【プール整備】

- ・複数の事業者が本事業に関心を示し、一定の市場性を確認。
- ・PFI手法を導入することで、設計、建設、維持管理、運営の各分野で創意工夫を結集した提案が可能な旨の意見を確認。

【余剰地活用】

- ・立地条件を考慮すると、民間の力を活用することによるプールの維持管理等に要する県負担の軽減は相当程度見込めることを確認。
- ・PFI手法でのプール整備と余剰地の活用では、異なるノウハウを求められるため、手続きの進め方等については工夫が必要である旨の意見を確認。

(2) プールに関するVFM～支払に対してどれだけ価値の高いサービスを提供するか

PFI手法を導入することで、プールだけの部分についても、少なくとも3%以上(5億円以上)の削減が見込まれるが、今後民間事業者との具体的な対話手続きに進んでいく場合には、VFMの更なる向上(県負担の軽減)を図ることになる。

3 検討結果

県プール整備と余剰地活用について、民間の力を活用するための官民対話の手続きに進むこととしたい。

なお、余剰地の活用についてはテーマ設定を行うなど、望ましい整備の方向性を整理することとする。

4 プール建設敷地（イメージ）

プール建設予定地について、「周辺からのアクセス」「余剰地活用のしやすさ」の視点から民間事業者に聴取を行った結果、「敷地の2辺（北側、西側）に接道が確保できること」「余剰地が一体的に確保できること」「南側を余剰地とした方が、民間収益施設の提案が行いやすいこと」との意見があった。

これらの意見を踏まえて、プールについては、敷地北側を想定することとする。

【イメージ図】



5 スケジュール

PFI法に基づく事業者の選定手続きについては、次のとおり。

| | 2019(R1)年度 | | | 2020(R2)年度 | | | | | | | 2021(R3)年度 | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--------------|----|----|------------|---|---------|---|------------|------|---|------------|---------|----------|------|----|---|---|---|-------|----------|-------|--------|-----|-----|
| | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| PFI法による手続き | | | | PFI審査委員会 | | 実施方針等公表 | | 競争的対話 | 質問回答 | | PFI審査委員会 | 特定事業の選定 | PFI審査委員会 | 入札公告 | | | | | 提案書提出 | PFI審査委員会 | 落札者決定 | 基本協定締結 | 仮契約 | 本契約 |
| | 実施方針等作成(6か月) | | | 対話・修正(6か月) | | | | 提案書作成(5か月) | | | 審査(3か月) | | 協議(3か月) | | | | | | | | | | | |

県プールPPP/PFI手法導入可能性調査内容（概要版）

1. 計画敷地

- 所要時間
 - ・宮崎空港 12分（8km）
 - ・宮崎駅 徒歩で 8分（1km）
 - ・宮崎IC 10分（6km）



○敷地条件

| | |
|------|--------------|
| 所在地 | 宮崎市錦本町19-1 他 |
| 敷地面積 | 58,577㎡ |
| 建ぺい率 | 60% |
| 容積率 | 200% |

2. 民間事業者ヒアリング結果

PFI事業の実績を持つ民間事業者と県内企業にヒアリングを実施した結果、次のとおり意見が得られた。

ヒアリング概要

調査手法：調査票を事前に送付し、後日対面によるヒアリングを実施

実施時期：令和元年5月～6月

調査対象：計24社

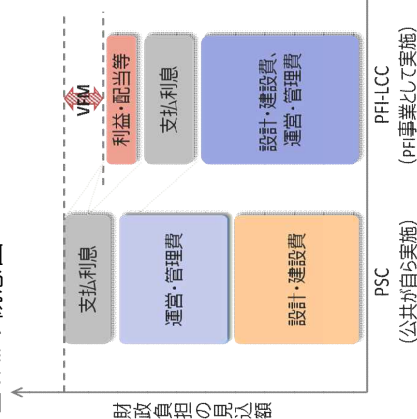
【内訳】

県外企業：建設会社 7社、維持管理・運営会社 7社、金融機関・その他 3社
 県内企業：建設会社 3社、運営会社 2社、金融機関・その他 2社

| 項目 | 内容 |
|-----------|--|
| 参入意欲 | 多くの民間事業者が事業規模、立地場所、通年性等の観点から、高い参入意欲を示した。 |
| 事業スキーム | PFI方式のBOT手法（混合型）、事業期間は15年が望ましいという意見が最も多かった。 |
| コスト削減の可能性 | 設計の合理化や工夫を行うことで、建設費や維持管理・運営費を削減可能との意見が多かった。 |
| 附帯施設 | プール利用者との相乗効果が期待できる附帯施設としては、スタジオやトレーニングジム等が考えられるとの意見があった。 |
| 余剰地活用 | プール整備と余剰地活用では、異なるノウハウを求められることから、手続きの進め方については工夫が必要との意見があった。 |

3. プールに関するVFM

■VFMの概念図



■VFMの源泉

- ① 性能発注によるコスト削減効果
 - ・民間のノウハウにもとづく施設計画・工法の採用
- ② 包括発注によるコスト削減効果
 - ・維持管理・運営費抑制の観点からの施設計画の提案
- ③ 長期契約を前提とするコスト削減効果
 - ・長期雇用による人材の安定確保
 - ・同一スタッフによる継続的な改善
- ④ 収益事業の提案
 - ・長期間の事業となるため、投資を伴う収益事業も検討しやすい

■設定条件

余剰地活用については、民間事業者からの提案内容により、見込まれる費用額及び収入額が異なることから、プールの整備・運営のみに限った場合のVFM算定を行った。その際の事業費は、主に民間事業者へのヒアリング結果にもとづき、全屋内整備の場合としてしている。

（単位：億円、税抜）

| 費用 | 金額 | 収入 | 金額 |
|-------|----------------------|--|-----|
| 施設整備費 | 設計費用 | 利用料金収入 | 2.2 |
| | 建設費用 (外構費用含む) | (年間) | |
| | 合計 | ※他県の公共プールの利用料金等を参考に設定。 ※水泳教室等の自主事業収入は、提案内容により異なるため、見込んでいない。 | |
| その他費用 | 備品費用等 | | |
| | 維持管理・運営費 (光熱水費除く) | | |
| | 光熱水費 | | |
| | 合計 | | |
| | 3.4 | | |

（単位：千万円、税抜）

| 費用 | 金額 | 収入 | 金額 |
|-------|-------|--|-----|
| 施設整備費 | 3.7 | 利用料金収入 | 2.2 |
| | 98.5 | (年間) | |
| | 102.2 | ※他県の公共プールの利用料金等を参考に設定。 ※水泳教室等の自主事業収入は、提案内容により異なるため、見込んでいない。 | |
| その他費用 | 7.8 | | |
| | 2.6 | | |
| | 0.8 | | |
| | 3.4 | | |

■算定結果
 設定条件に基づき算定を行った結果、一定のVFMが得られた。

（単位：億円、%）

| 項目 | 単純合計 | 現在価値 |
|--------|-------|-------|
| VFMの額 | -4.0 | -5.0 |
| VFMの割合 | -2.3% | -3.1% |

